

街区符号及び住居番号付定通知書

第62号

令和3年8月10日

株式会社 日創 様

さいたま市桜区長



さいたま市住居表示に関する条例第2条及び第3条第4項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり街区符号及び住居番号を付定したので通知します。

氏名、名称 又は施設名	未 定	
住所・居所 又は施設の 場所の名称	廃止し た表示 又は旧 表示	さいたま市桜区新開1丁目97番地5
	新表示	さいたま市桜区新開1丁目13番18号
付定の年月日	令和3年8月10日	